

山形市飲食店応援プレミアム付商品券(紙券)

取扱店募集要項

令和4年3月

1. 事業の趣旨

山形市では、新型コロナウイルス感染症により特に影響を受けた飲食店を支援するとともに、地域内の消費喚起を促し地域経済の回復を図ることを目的とし、山形市飲食店応援プレミアム付商品券(紙券)を発行します。

2. 事業概要

商品券名称	山形市飲食店応援プレミアム付商品券(紙券)
媒体	クーポン券
発行総額	4億5,000万円
販売価格	1セット 2,000円
発行価格	1セット 3,000円
商品券の販売	1店舗あたり200枚(1人あたり1店舗につき5セットまで)
プレミアム率	50%
利用期間	令和4年3月22日 ~ 令和4年7月31日 ※1
購入対象者	どなたでも
取扱店	山形市内の飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可を持つ店舗のうち申請のあったもの
対象外商品	① 出資や債務の支払い(税金・振込み手数料、電気・ガス・水道料金など) ② 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券(ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入 ③ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 ④ 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入 ⑤ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に係る支払い ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ ⑦ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い ⑧ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの ⑨ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各商品券取扱店舗が指定するもの
換金頻度	令和4年4月より令和4年8月までの期間中、月1回程度。 会場は山形ビッグウイング(予定)

※1) 新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮し、市の判断で開始・終了時期の変更や、期間延長の場合があります。

3. 申込方法

1) 申込み方法

本募集要項に同意のうえ、山形市プレミアム商品券特設ホームページ(Yamagata-premium.com)に設置した応募フォームからお申し込みください。

※山形市プレミアム付商品券特設ホームページからの申込みが困難な場合、『山形市プレミアム付商品券取扱申込書』に必要事項を記入し、同封の封筒に入れ、郵送でお申し込みください。

※「山形市プレミアム付商品券取扱申込書」はプレミアム商品券事務局より山形市内各商店街事務局へ配布、または山形市役所ホームページからもダウンロードできます。

(市役所ホームページ：<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/shogyo/1006752/1009085.html>)

2) 申込書の郵送先

郵便番号 〒990-9790

山形市中桜田一丁目7-23

山形市プレミアム商品券事業事務局

3) 申込み期間

令和4年6月30日(木)まで

○3月13日(日)までの応募フォーム申込か、3月10日(木)までの消印で郵送申込いただいた方で、不備がなく審査・承認された事業者には、3月22日(火)までのスターターキットのお届けを予定しています。これ以降申し込みの方には順次お届けします。

[特設ホームページ二次元コード]



4. 取扱店における厳守事項

取扱店は次に掲げる事項を遵守してください。

- 1) 商品券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能です。
- 2) 取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に使用しないでください。
- 3) 消費者は商品券を現金化することはできません。
- 4) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出ません。
- 5) 不足分は現金等で受け取ってください。
- 6) 利用期間を過ぎた商品券は受けとらないでください。
- 7) 取扱店であることが明確になるよう、プレミアム商品券事務局が交付する取扱店表示を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- 8) 取扱店独自で対象外商品を設定する場合は、必ず、利用者が見てわかるように表示をしてください。
- 9) 商品券の盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、発行者(山形市)及びプレミアム商品券事務局はその責を負いません。

5. 取扱店登録資格

山形市内の飲食店営業又は喫茶店営業許可を持つ店舗を営んでいる方。

ただし、次の事業者を除きます。

- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する営業を行っている事業者
- 2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- 3) 「2. 事業概要 対象外商品」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- 4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6. 取扱店の取り消し等

本募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認取り消し、損害金の発生が生じた際は請求する場合があります。

7. 換金について

1) 換金手続

商品券の店舗控えに換金請求書を添えて、下記3)の換金特設会場に提出してください。

※「換金請求書」は申込み後スターターキットとして配布、または山形市プレミアム商品券特設ホームページからもダウンロードできます。

2) 換金に必要なもの

・商品券の店舗控え ・換金請求書

3) 換金手続きの会場

① 山形ビッグウイング(予定)での換金手続き

令和4年4月より令和4年8月の月1回程度、山形ビッグウイング(予定)で換金手続き日を設定いたします。

※申込み承認後に換金手続き日一覧をご連絡します。

② 山形市飲食店応援プレミアム付商品券専用コールセンターでの換金手続き

山形市内の特設コールセンターで、5~7月の間の事務局が指定する平日(※1)。完全予約制で対応します。

(※1) 指定日・対応時間及び特設コールセンターの場所はスターターキット同封書類でお知らせします。

5) 換金手数料

換金時の振込手数料は事務局が負担いたしますので、**加盟店様のご負担はありません。**

6) 振込口座は事前登録いただいた口座に限り対応いたします。

7) 一事業者につき一口座の登録にできるだけ統一いただけますようご協力をお願いいたします。

8. その他留意事項

本募集要項に記載のない事項などに関しては、協議を行います。

9. お問い合わせ先

山形市飲食店応援プレミアム付商品券

T E L : 0 1 2 0 - 8 8 0 - 3 3 5 (全 日 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0)

※山形市地域活性化プレミアム付電子商品券(ベニpay)の問い合わせ先とは異なりますのでご注意ください。